

公益財団法人北海道防犯協会連合会賛助会員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人北海道防犯協会連合会定款第57条第2項の規定に基づき、公益財団法人北海道防犯協会連合会（以下「道防連」という。）の賛助会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 道防連の目的、事業に賛同する企業・団体及び個人は、理事長の承認を得て賛助会員となることができる。

2 理事長は、賛助会員の入会を承認した時は、別紙1「賛助会員之証」を交付するものとする。

3 理事長は、希望する賛助会員に対し、別紙2「賛助会員章」を有償で交付することができる。

(理事会への報告)

第3条 理事長は、新たに賛助会員となった者について、承認した理由等を報告しなければならない。

(入会手続)

第4条 賛助会員になろうとする者は、別紙3「賛助会員入会申込書（個人用）」又は別紙4「賛助会員入会申込書（企業・団体用）」に企業・団体等の概要等を記載した資料を添えて（個人を除く。）提出しなければならない。

(会費)

第5条 賛助会員になろうとする者は、入会時に希望する口数に応じた会費を納入するとともに、以後毎年、会費を納入しなければならない。

2 会費は、1口1万円とし、希望する口数に1万円を乗じて得られる額とする。

(会費の使途)

第6条 第5条の会費は、毎事業年度における合計額50%以上を当該年度の公益目的事業に使用するものとする。

(自然退会)

第7条 賛助会員が正当な理由なく会費を2年分以上滞納したときは、自然退会とする。

(任意退会)

第8条 賛助会員は、いつでも別紙5「賛助会員退会届」を提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納した会費については、これを返納しない。次条において同じ。

(入会不承認及び会員除名等)

第9条 理事長は、次の事由があるときは、賛助会員となることの申し出を拒み、又は退会を求め、若しくは退会の了承が得られない場合は、理事会の決定により除名することができる。

- (1) 道防連の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (2) 違法行為又は著しく道義の悖る行為をするなど、賛助会員として相応しくないと認められるとき。

2 前項により賛助会員を除名する場合は、その審議される理事会において、当該賛助会員に弁明の機会をあたえなければならない。

(賛助会員之証等の返納)

第10条 賛助会員は、退会又は除名となった場合には、「賛助会員之証」を道防連に返納しなければならない。

(情報公開)

第11条 賛助会員の承諾を得た場合には、道防連のホームページ等に氏名、名称等を掲載し、公表することができる。

2 賛助会員の公表については、別紙2「賛助会員入会申込書」下段に記載の「(公財)北海道防犯協会連合会ホームページ等への掲載承諾の是非」により、承諾を得なければならない。

3 入会時、掲載をしないとして非公表とした者が、公表することとした場合は、前項に準じて事前に承諾を得るものとする。

(個人情報の保護)

第12条 賛助会員に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払い情報管理に努めなければならない。

(改 廃)

第13条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補 則)

第14条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

1 この規則は、公益財団法人北海道防犯協会連合会の発足の日から施行する。

2 この規則の施行日の前日に財団法人北海道防犯協会団体連合会の賛助会員であった者は、この規則により承認された賛助会員とみなすとともに、同法人のホームページによる同会員名の公表を承諾した者については、引き続きこれを公表することができる。

3 この規則の改正規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規則の改正規定は、令和元年5月16日から施行し、令和元年5月1日から適用する。